

生活保護法指定あん摩マッサージ指圧師各位

生活保護法指定はり・きゅう師各位

横浜市長 林 文子

生活保護におけるあん摩・マッサージ及びはり・きゅうの取扱いの変更について（通知）

平素より本市の生活保護医療扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）（令和 2 年 12 月 23 日社援発 1201 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されました。これに伴い、一部取り扱いに変更がございますので、通知させていただきます。

1 内容

（1）施術料金の変更について

「あん摩・マッサージ、はりきゅうの施術料金の算定方法」をご参照のうえ、請求を行っていただきますようお願い申し上げます。

（2）あん摩・マッサージの施術費給付承認書の様式変更について

温罨法及び変形徒手矯正術の算定方法が変更になったことを踏まえて、あん摩・マッサージの施術費給付承認書の様式変更を別紙のとおり行います。

この法改正にあたり、新様式を送付できるようにシステム改修を行いますが、改修の完了は来年度になる見込みです。

そのため 令和 3 年 1 月送付分から、旧様式に新様式を添付し、割印対応のうえお送りいたします。請求に関する必要事項は 必ず新様式に記入 したうえで返送いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、令和 2 年 12 月末までに送付された施術費給付承認書で 12 月分施術料の請求は可能ですが、今回の料金改正を踏まえた施術料金の確認をいたします。請求に際しては「旧様式での請求方法」を参照のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

（2）施術報告書の様式変更について

令和 2 年 12 月改訂版の様式に変更をお願い申し上げます。

（3）施術報告書交付料について

医師の同意の有効期間の最終月に施術者が施術報告書を医師に提出した場合、その写しを施術費給付承認書に添付することで、施術者は施術報告書交付料として 460 円、施術報告書作成月もしくはその翌月 に施術料の他に算定することができます。

なお、施術報告書は医師の再同意のために作成するものであることから、有効期間内に複数回作成したとしても、算定できるのはその有効期間内で 1 回限りとなります。

2 変更適用年月日

(1) 施術料金変更

令和2年12月施術分から

(2) 給付承認書の割印対応開始時期

令和3年1月交付分から

3 参考資料

(1) あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術料金の算定方法

(2) あんま・マッサージ施術費給付承認書見本（令和2年12月改正版）

(3) 割印対応の施術費給付承認書の記載時の注意事項

(4) 旧様式の施術費給付承認書の記載方法

(5) 施術報告書（令和2年12月改訂版）

(6) 令和2年12月23日社援発1201第5号厚生労働省社会・援護局長通知

ご不明な点等ありましたら下記までお問合せください。今後も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

横浜市健康福祉局生活支援課医療担当

0 4 5 - 6 7 1 - 4 0 8 8

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージ師の施術にかかる費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施 術

- (1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円
- (2) 温罨法を(1)と併施した場合 1回につき 110円加算
- (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算

注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

(2) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とするものである。

(3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期限は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

(4) 変形徒手矯正術と温罨法との併術は認められない。

2 往 療

患者1人1回につき 2,300円

(1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

(2) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

(3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 460円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

施術料金の算定、その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施 術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,770円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,850円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,550円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 往 療

患者1人1回につき2,300円

注（1）往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

（2）2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

（3）片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（4）往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。

（5）往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 460円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

施術料金の算定、その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

(あん摩・マッサージ)

指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「本人支払額」欄記入の金額ですから窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、ただちに福祉保健センターに連絡のうえ補正をうけてください。この場合連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の「傷病名（部位）」欄に記入された傷病名（部位）以外の傷病（部位）が発生し、これについて施術を要するときは、請求明細書の「摘要」欄にその傷病（部位）名、または往療を必要とした理由等を記入してください。この場合記入がないと減額されることがありますから注意してください。
- 4 施術券の所定事項及び施術報酬請求明細書の「本人支払額」、「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に福祉保健センター長印のないものは無効ですから福祉保健センターに返送してください。
- 5 「初回施術年月日」欄には費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病（部位）についての初回施術年月日を記入してください。
- 6 施術報酬請求明細書について次の事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
 - (1) 請求者の氏名及び捺印もれ
 - (2) 初回施術年月日の記入もれ
 - (3) 往療距離の記入もれ
 - (4) その他記載不備

(記入上の注意)※印の欄には記入しないでください。

患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は施術券の「この券の有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は施術報酬請求明細書の「本人支払額」欄に記入された金額ですから窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び福祉保健センター長の指示、指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、すみやかにその旨を福祉保健センターに届け出てください。
- 6 施術券は他人に譲ったり又は使用させてはいけません。

割
印

二枚目表面

様式番号

新様式

別紙2

生活保護法による施術費給付承認書(あん摩・マッサージ)
(令和 年 月分)

ケース番号	員番	保護開始 ..	地区	担当
交付番号	この券の有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
他法	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>新様式の「生活保護法施術券」欄は「対象者は別紙に記載のとおり」と記載されて送付されます。こちらに記載をしないでください。</p> </div>			
患者氏名				
指定施術者名				
地区担当員名				

初回施術 年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止	
① マッサージ	軀 幹 円× 回= 円 右上肢 円× 回= 円 左上肢 円× 回= 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 請求内容は必ずこちらに記載してください。また、温罨法（電気光線器具との併用含む）と変形徒手矯正術の併用は不可です。 </div>		円	摘要	
② 温罨法（加算）				円		
③ 温罨法・電気光線器具 （ 加 算 ）				円		
④ 変形徒手矯正術	右上肢 円× 回= 円 左上肢 円× 回= 円 右下肢 円× 回= 円 左下肢 円× 回= 円					
⑤ 往療料	4 kmまで 円× 回= 円 4 km超 円× 回= 円					
⑥ 施術報告書交付料 (前回支給 年 月分)		円× 回= 円				
施術日 通院○ 往療○	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
⑦ 合計金額	+	+	+	+	+	
請求					円	※ 決 定
※ ⑧ 社保負担（健・共）	有・無	割			円	円
※ ⑨ 本人支払額		円			円	円
⑩ 差引請求	(支払)金額				円	円
	(7-8-9)					
請求書	(患者氏名) _____ に係る上記明細書による施術料を請求します。 _____ 長 宛 年 月 日 指定施術者名 住所 (印) 振込先金融機関 銀行 支店 普通 当座 口座番号 口座名義人					
請求書						指定者

割印

⑧

施術報告書

先生

以下の通り、施術の状況をご報告いたします。

本報告をご覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否についてご判断いただきますようお願いいたします。

ご不明の点や特段の注意事項等ありましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	
施術の内容	
施術の頻度	月 平均 回
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年 月 日

施術所名
施術所所在地
電話番号
施術者氏名

施術報告書

新様式

先生

以下の通り、施術の状況をご報告いたします。

本報告をご覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否についてご判断いただきますようお願いいたします。

ご不明の点や特段の注意事項等ありましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	
施術の内容	
施術の頻度	月 平均 回
患者の状態・経過	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>①「施術の頻度」は1か月の平均施術頻度を明記するようにしてください。</p><p>②「施術の内容」及び「患者の状態・経過」は施術の継続にあたっての主治医の再同意の判断材料になりますので、できるだけ詳しくご記入ください。</p></div>
特記すべき事項	

年 月 日

施術所名
施術所所在地
電話番号
施術者氏名

社援発1201第5号
令和2年12月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、本年12月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号）

改正後	改正前
<p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1、3 (略)</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき <u>350円</u> (2) 温罨法を(1)と併施した場合 1回につき110円加算 (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき <u>450円加算</u> 注(1)～(3) (略) <u>(4) 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</u></p> <p>2 往療 患者1人1回につき2300円 (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,550円</u>とする。 (2)～(5) (略)</p> <p>3 施術報告書交付料 <u>460円</u> 注 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1～3 (略)</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき <u>340円</u> (2) 温罨法を併施した場合 1回につき110円加算 (3) 変形徒手矯正術を<u>行った</u>場合 1肢につき <u>790円</u> 注(1)～(3) (略)</p> <p>2 往療 患者1人1回につき2300円 (3) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,700円</u>とする。 (4)～(5) (略)</p> <p>3 施術報告書交付料 <u>300円</u> 注 (略)</p> <p>4 (略)</p>

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,770円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,850円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,550円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,610円

注（略）

2 往療

患者1人1回につき2300円

- (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

- (2)～(5)（略）

3 施術報告書交付料 460円

注（略）

4 （略）

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(3) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,710円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,760円

(4) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,540円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,590円

注（略）

2 往療

患者1人1回につき2300円

- (3) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

- (4)～(5)（略）

3 施術報告書交付料 300円

注（略）

4 （略）